

有料の場合は「・無料」を、
無料の場合は「有料・」を抹消してください。

【有料・無料：国は届出済で、取次機関のみ追加】

様式第 6 号（第 1 面）(日本産業規格 A 列 4)

~~有 料 無 料~~
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~
~~職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書~~
~~有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書~~
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

① 令和 0 年 0 0 月 0 0 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

(ふりがな) かぶしがいいしゃやまぐちろうどう
②申請・届出者 氏 名 株式会社山口労働
だいひょうとりしまりやく なかがわら たろう
代表取締役 中河原 太郎

有料の場合は 3 以外の全文を抹消してください。
無料の場合は 4 以外の全文抹消してください。

- ~~1. 職業安定法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~3. 職業安定法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~5. 職業安定法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~6. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~7. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する・第 33 条の 3 第 2 項において準用する第 32 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。~~
- ~~8. 職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

記

③許可・届出番号	3 5 - ユ - 0 0 0 0 0 0
(ふりがな) ④氏名又は名称	かぶしがいいしゃやまぐちろうどう 株式会社山口労働
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 7 5 3 - 0 0 0 0 0 電話 0 8 3 (9 9 5) 0 0 0 0
	やまぐちけんやまぐちしなかがわらちよう 山口県山口市中河原町 0 番地 0 0
⑥事業所	(ふりがな) 名称 かぶしがいいしゃやまぐちろうどう 株式会社山口労働
	(ふりがな) 所在地 やまぐちけんやまぐちしなかがわらちよう 山口県山口市中河原町 0 番地 0 0

様式第6号（第2面）

⑦変 更 事 項	取次機関の追加	
⑧変 更 前	□□□ COMPANY	
⑨変 更 後	□□□ COMPANY、○○○○ CO., LTD	
⑩取 扱 職 種 の 範 囲 等		
⑪変更(廃止)年月日	令和0年00月00日	
⑫職業紹介責任者	氏 名	住 所
⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由	(例) 国外にわたる職業紹介事業の拡大のため	
⑭備 考	担当者：総務担当 平川 涼子 083-995-0000	

~~届出者（法人にあつては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

~~また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

なお書きは、全文抹消してください。